

## 試論・市民法学から見た二一世紀

清 水 誠

## まえおき

本学に奉職した当初、神奈川大学法学研究所研究年報一五号（一九九六年）に「『市民法学序説』執筆の夢」という拙文を載せさせていただいた。それから在職一〇年が過ぎ、お世話になった本学を退職する日も近くなった。研究のための自由と時間を豊かに与えていただいた環境にもかかわらず、当初意図した成果を十分あげることなく過ぎ越してきたことに、忸怩たる思いを拭うことができない。それでいて、恥を重ねるようではあるが、ふたたびこのような拙文を載せさせていただくこととした。一〇年を経て、目指した市民法学の構築はできなかったが、自分なりの二一世紀への展望を描くことによって、残された時間においてできるだけだけの努力をしてみるための航程を確かめたいという願望によるものである。一〇年前の我が俣をいままた厚かましくも繰り返すことをお許しいただきたいと思<sup>(1)</sup>う。

現在の世の中を見ていると、二〇年、三〇年の視野でしか考えられていないと感<sup>(1)</sup>じられることが多いが、少なくとも一〇〇年の視程は必要なのではなからうか。私は、民法学者岡松参太郎が、知人から先生の研究はあと何年かかる

のですかと尋ねられて、「あと二〇〇年かかる」と答えたという逸話が好きである。<sup>(2)</sup>近代市民社会とその法の問題は、それぐらいの視程をもつものであるということ語っているのだと思うが、まさにその通りの達見であろう。一〇〇年先には、曾孫も生きてない呑気な話だと感じられるかもしれないが、年に免じて大目に見ていただきたい。<sup>(3)</sup>

#### 一 二一世紀初頭における問題のうち、三点について

まず、私が本学在職中に市民法学の観点から関心を抱いてきた、二つの大きな問題について考えてみたい。

##### (1) 環境の破壊

その一は、環境の破壊という問題である。<sup>(4)</sup>

二一世紀の冒頭の三年が過ぎて、わが地球および日本の環境は樂觀を許さない状況にあることを痛感する。環境破壊はその質量ともに予想を上回り、高度化し、大量化し、複雑化し、複合化している。

第一に、科学技術の急速な発達があり、それに伴って、それらをいかに管理し、利用すべきかに関する人知の未成熟とそれを利潤のためにのみ用いようとする人々のために、人間に対するさまざまな危険と害悪が生じている。原子力はその最たるものであるし、新しく生成される化学物質は、食品・薬品なども関連し、深刻な問題になっている。

第二に、人間の生産消費活動に伴って生じる各種の廃棄物の問題は、従来の理解では追いつかない態様と規模を示している。大気や水の汚染や地球温暖化、オゾン層の破壊、森林の減少などは、放埒な廃棄物放出の結果であるし、文字通りの有形廃棄物をいかに無害化し、処理するかという狭義の廃棄物問題は、その大量化によってますます深刻さを増している。さらに、生産活動が生み出す商品そのものが使用終了、陳腐化により、あるいは新品のまままで廃棄されるという問題は、人間の生産活動そのものの基本的矛盾といってもよい問題をはらんでいる。

第三に、往々にして「公共」事業と僭称されるダム・高速道路などの巨大土木工事、都市における高層建築群などは、一時の便益とゼネコン企業の利潤をもたらすのみで、自然と環境を著しく破壊する。そういうことがいつまでも永続するとは考えられない。いずれ、需要が頭打ちになった暁には、企業は倒産・消滅するであろうが、あとには人迷惑だけが残される。

第四に、そこに戦争が加わる。イラク戦争のような、大義名分を欠く、大規模・大量の破壊・虐殺兵器による武力攻撃が横行したら、地球上の人間社会の営みも、自然環境も破壊・崩壊の一途をたどることになる。

どうして、このような現象、それも自然現象ではなく、人為現象を呈するようになったのか。これとどのように向かい合っていったらよいのか。それを考えるには、どうしても一〇〇年の視程による考察が必要であり、それはまた、市民法学がもたねばならない視程とも一致するのである。

## (2) 消費者の権利の侵害

その二は、消費者の権利が無視されているという状況である。

その状況はますます酷いといってよい。かねてから、私たちは消費者被害の根絶を唱えてきた。ところが、根絶どころか、ますます増加し、拡大し、悪質化しているといえるのではないであろうか。どこかおかしい。問題の根本的な捉え方が不十分なのではないかと思われてならない。

私は昨年本誌に寄せた論文で、この問題に関する分析を試みた<sup>(5)</sup>。その要点を述べれば、今日の消費者問題は、これをA・B・C三つの層でとらえるのが適切である。その三層が重なり合って、消費者をターゲットにした不当・不正な行為がはびこっていると考える。

まず、A層は、商品を生産した企業は、その商品売り込みをしなければならぬということから生じる問題で、えてして、消費者の意思をねじ曲げた無理な売り込みが行われる。おどし、だましが横行する。危険な商品が構わずに売られる。この問題は、資本主義の初期から登場する。

つぎに、ある時期から、消費者信用の問題が登場する。これをB層とする。B層は、A層を基盤として、消費者が買いたいけれどお金がないというところ、お金の貸そうというところ。そもそも、消費者という存在は、初期には信用授与の対象としては見向きもされなかったものである。金に困らない階層には必要ないし、困窮した階層には質屋などのいわゆる庶民金融や高利貸ししか存在しなかった。それが、資本主義の発展のある段階になると、購買需要の創出のために金を借りさせられることになる。世界的な規模における資金の蓄積過剰がそれに拍車をかける。蓄積された資金は、いわば在庫商品となって、その運用先を追い求める。そして、消費者は、借りないでもよい金を借りさせられ、買わないでもよい物を買わされる。企業が利用する信用は、生産手段の掛買いにせよ、生産資金の借り入れにしろ、生産目的で信用を利用する。しかし、消費者は、なんのプラスもないのに、高利で信用を利用させられ、多重多額の債務に苦しめられることになる。その規模および悪質性は、かつての高利貸しのそれをはるかに上まわる。

以上の二層はいちおうは資本主義における経済現象であり、その生理現象といってもよいが、そこでの企業行動が妥当な範囲で、一定のルールを守って行われていけばよい。しかし、企業活動が妥当な範囲を越え、常軌を逸した場合、経済は病状を呈することになる。それに対して、社会とりわけ法を担う人たちが病状を察知せず、放置・放任し続けるようなことがあると、A・B二つの層における腐敗が生じ、その上に悪の花が咲くことになる。これが悪徳商法である。これをC層と呼ぶことができる。こうなると、それは病理現象以外のものではない。

一九九七年に明るみに出た、横浜に端を発するココ山岡の詐欺と破綻に絡まる事件は、この三層の問題を絵に描い

たように示している。若者を店に引き込んで、高価な宝石を売りつける。金がないといえば、クレジットで、という。それでもためらっていると、五年後に同じ値段で買い戻すという。この最後の点は、破産の原因になるとともに、後に刑法上の詐欺罪として罰せられた行為である。このようなやり方で、全国九八店舗に展開し、六三〇億円が売り上げられたといわれる。

ところが、信販会社からは遠慮なく支払請求が来て、買戻しの約束などは関知しないという。全国三七の裁判所で、消費者側の当事者総数八九〇八人の大訴訟になった。この事件については、裁判所・弁護士団の努力、正田彬氏を中心とする東京都での救済手続などで、上記の三層を総合的に貫き捉えた解決が実現できた。

この種の問題は、これからも日本社会では、浜の真砂のようにあとからあとから生じてくると思われるが、それはA層、B層における社会の公正な対応が欠けているためであるといってよいであろう。私は、ここにも、市民法学の重要な任務と責任が存在すると考える。市民法学は、単なる法律の概念的解釈適用に自らを局限するのではなく、社会の実態、とりわけその経済的分析を媒介として、問題に切り込むことを課題としなければならない。そうでないと、消費者問題において生じる問題に対していつまでも解決を見出すことができず、消費者が企業によって思いのままに不当利潤を上げる具とされてしまうのである。

### (3) 労働の非人間化

もうひとつ、労働の非人間化ということをつけ加えたい。

人間にとってなにが重要かといえば、いうまでもなく、働くということである。その人間による労働（肉体的・精神的の両様における）が大事にされないで、企業の利益本位で、過酷な仕事を強いられ、あるいは職を奪われ、それ

を国も行政も放任、助長しているのでは、世も末世という感を呈するのやむをえないのである。都留重人氏は、その問題を指摘して、労働を人間化するということがこれからの展望をもつためにどうしても必要だといわれる。そして、そういうことは一〇〇年も前のビクトリア朝のイギリスでジョン・ラスキンなどの思想家がいつていることだと指摘されている。<sup>(6)</sup>

考えると、それは、遡れば多くの啓蒙主義者、理性を尊重する思想家たちもいつていることである。ところが、いまのアメリカなどでネオコンと呼ばれている思想家たちのものを読むと、彼らは啓蒙主義や理性主義はもう古いといつている(たとえば、カントが槍玉に上げられる<sup>(7)</sup>)。人類の長年の知恵を大事にしないこのような思想に支えられながら、巨大な軍隊を支配する人たちが我物顔で振る舞っている世界、そしてその人たちに雇従する日本は危ういかなと思う。このことは、人類社会にとって、思想とりわけ社会思想が重要であることを示すものである。市民法学はこのような思想的側面に気配りすることも、その責務の一つだと考えられるのである。

## 二 近代市民社会についての基本的理解

そこで、つぎに、見方をがらりと変えて、いま私たちが生きている近代市民社会についての私なりの考えを整理してみたいと思う。

### (1) 理念としての近代市民社会

私は、現在私たちが暮らしているのは近代市民社会、すなわち、自由・平等・友愛(連帯)を約束事として成り立っている社会、いかえると、すべての構成員(市民<sup>(8)</sup>)が自由・平等であるという前提と承認において相互の関係が取り結ばれる社会であると考えている。

このような近代市民社会の観念が登場するのは、いつ頃からであろうか。

一部の人間だけが自由・平等であるという古典ギリシャ・ローマの市民社会などはこれには当たらない。すると、時期としては、近代市民社会は一七世紀、一八世紀頃から始まると考えられる。イギリスの名誉革命（一六八八年）、アメリカの独立革命（一七七六年）、フランスの大革命（一七八九年）、ドイツの三月革命（一八四八年）、一八六八年の日本の戊辰変革<sup>(9)</sup>、一九一〇年の中国の辛亥革命<sup>(10)</sup>などが一定の節目を示している。「自由・平等・友愛」というのは、フランス革命のスローガンであり、理念であるが、暫くはこれを借用することにする。

しかし、以上のようにいったからといって、近代市民社会の問題はヨーロッパを中心とするものと考えるのは、全くの誤りである。

近代市民社会は、この理念が世界の人びとの多くによって支持され、承認され、その実現が望まれている社会である。その理念は、世界的にはまだ実現されていない。また、まだ実現した国はない。しかし、その正しさは、世界の人口の大部分によって承認されている。その世界人口における支持率は顕著に上昇し、そして、その理念の中身と内実は、初期に比べれば大きく発展して今日に至っている。中身についていえば、現在では、自由・平等・独立・友愛・連帯・共同・平和・大同<sup>(11)</sup>・生命と人格の尊厳などなど、しだいに豊かな思想的内容を擁するものとなっている。人類は、その長い歴史のなかで、ローマの奴隷の反乱や日本では数多くの農民一揆など、多くの苦難を重ねながら、ここまでやってきたのである。むしろ、これからの期待は、アジア、アフリカ、ラテン・アメリカの諸人民に寄せられると考えてよい。彼らこそ、次代の主役になるに違いない<sup>(12)</sup>。

また、ここで、自由・平等についての著しい誤解を指摘しておく必要がある。

まず、自由について、これを自分だけの自由を主張することと考えるのは全くの誤りである。それは、社会のすべ

ての構成員の自由を保障することである。すなわち、自分だけではなく、他のすべての市民の自由を尊重するということを意味する。フランス革命の人権宣言第四条は、「自由は、他の市民を害しないすべてのことを為しうることに存する」と謳った。自由とは、市民の定める法（市民法）に基づくことなしに、物理的・精神的・経済的その他の強制力、すなわち権力を用いて他の市民の自由な意志を抑圧することを許さないということである。

平等も、すべての市民のための平等を尊重しなければならないというのが、その意味である。他の市民にも自分と同じ自由を保障するということ、すなわち、差別を許さないということである。

そして、このように相互の自由・平等を保障し合って、すべての市民は互いにきょうだい（兄弟姉妹）のように助け合わなければならないというのが、三つ目の「友愛」の意味である。これがなければ、そもそも近代市民社会が成り立たない。

さて、この近代市民社会の時代はいつまで続くのか、という問題がある。中世や封建社会の時代がある時期に終わりを告げたように、近代市民社会の時代もある時期までということになると思う。私は、その理念がまだ実現しない以上、この時代はまだ終わったとはいえない、その理念が実現したときに、この近代市民社会の時代は無事にその使命を果たして、終ることになると考える。それ以後の、近代市民社会の理念が実質的にも実現された社会がなんと呼ばれるであろうかは、まだ予測の限りでない。

これに関連して、二つの誤りを指摘する必要があると考える。その一は、近代市民社会のごく初期から社会主義思想が生まれて、その提唱者、運動家がいろいろと試行錯誤を重ねてきた。その多くは誠実で、真摯なものであったと思うが、往々にして、社会主義社会を実現したと僭称したり、その功労者と自讃する者がいた。しかし、それらの誤りははっきりと批判し、その本性を暴露しなければならない。スターリンなどは、むしろ社会主義の篡奪者である。<sup>(13)</sup>

自らが近代市民社会の理念に反して、社会主義を標榜するほど欺瞞的なものはない。その二は、最近、ポストモダンと称して、近代はもう終わり、近代的といわれる諸価値はすべてもう古いという人が増えているが、この考えにも賛成できないことは上述から明らかであろう。

以上が、理念としての近代市民社会である。私たちは確かに、理念としてはそういう時代および社会に生きている。しかし、現実はどうかといえば、そのような理念どおりにはいっていない。いまの現実の社会は経済的には資本主義社会である。私たちの生きている社会は、近代市民社会であると同時に資本主義社会なのである。このことをどう考えたらよいであろうか。

## (2) 現実としての資本主義社会

資本主義とは、資本と他人の労働を結び付けて利潤を上げる経済であるが、これがいつどのようにして可能になったかという点、じつは、近代市民社会と資本主義経済という両者の成立は、相互に照応し合い、規定し合っているものなのである。

すなわち、一方では、近代市民社会の理念が多数市民の合意にまで成熟できるのには、経済的な営み(生産力といってもよい)が資本主義を可能にする段階にまで成長することが必要であった。そして、他方では、その資本主義経済は、自由な資本と自由な労働力を結合して生産を行い、利潤を生むことによって行われる経済であるから、近代市民社会の理念が成立することによって、始めて可能になるものなのである。人びとが身分制によって拘束されている状態においては、資本主義経済が成立することは不可能である。すなわち、資本主義経済は、近代市民社会の理念を尊重することを前提として始めて成り立つことができるものである。

このようにして、いまの時代は、一面において近代市民社会の時代、他面において資本主義経済の時代、と考えられる。

ところが、近代市民社会の精神を尊重すべき、その資本主義の担い手たちが、利潤を追求するあまり、この大事な前提を忘れ、その理念を踏みにじり始める。ここにいわゆる「人間疎外」が始まる。水俣病事件と取組んだ医師の原田正純氏がいわれた「人を人とも思わない状況」が出現する。<sup>(14)</sup> いかえれば、「人を役畜としか見ない状況」といってもいい。私は、それは資本主義の腐敗・墮落以外の何物でもないと考ええる。他の市民の生命健康、生活環境を破壊して構わなければ、利潤を上げることなどは、やろうとさえ思えば、だれにでも容易いことである。大多数の市民は、そのようなことはするべきではないと考えるから、しないだけのことである。そのようなことをしないという前提の下に、企業活動というものは営まなければならないものなのである。企業による環境破壊や消費者の権利の蹂躪、そして労働の非人間化は、このようにして、資本主義にとっての自己否定という深刻な意味をもつものにほかならない。

この資本主義の腐敗・墮落現象は、二〇世紀の末葉以後、さらに著しくなってきたと感じられるが、それが、一で述べたような諸現象を生んでいるのである。

### (3) なにをなすべきか

そこで、私たちがここでしっかりと考え、確かめなければならないのは、この近代市民社会＝資本主義社会における自由・平等とは、強者が勝手に振舞えるということではなく、そのようなことを決して許してはならないということだと思ふ。

経済の問題でいえば、弱肉強食とマネーゲームというのが重要なキーワードである。

前者についていえば、社会全般にいじめの構造が支配している。小さな個人商店が大規模商店の進出でつぶされる。その大規模商店も競争によってつぶされる。これでは、消費者はたまったものではない。そういう事態が、商業だけでなく、製造業、建設業、金融業などに拡大し、上へ上へと果てしなく進行して、止まるところを知らない。しかし、そのようなことが永續するとは考えられない。冷静に考えれば、異常というほかない現象である。

そして、マネーゲームが社会において我物顔で横行している。実質のある生産ではなく、金銭価値をひねり出すことがすべてに優先する。その金銭価値なるものは、電子信号でのみ記録された抽象的価値にすぎない。いわゆるリストラムも、このマネーゲームの現象の一環である。あたかもマグロが解体されるように、企業と働く人たちが料理されて、カネ儲けの具にされる<sup>(15)</sup>。企業だけではなく、学問、文化、芸術、福祉、教育の場もマネーゲームの草刈場とされる。そして、なによりも、いわゆる「不良債権」問題はマネーゲームの副産物であることを忘れてはいけない。それは、資本主義の死に至る病であることを認識しなければならぬ。

こういった現象を徹底的に分析して、それを市民の規範意識と声で封じ込める必要がある。とりわけ、経済学が、これらの現象の科学的解明の任務を果たすことが必要であるが、その成果は現在のところ著しく不十分だと思ふ。そして、経済学的アプローチを踏まえる必要はあるが、法律学および法律家の役割が非常に大きい。残念ながら、現在における法学の関心事は、現状の追認と正当化に向い勝ちであり、今日の社会現象を徹底的に分析し、批判するといふ努力が極めて不足しているといわざるをえない。

### 三 二一世紀の展望

さて、以上のように考察すると、いまの社会には、暗い矛盾が数多くある。二一世紀は、人類にとって最大の危機の時代なのではないかという気さえする。しかし、私は、その中でなお、今世紀中に人類は近代市民社会の理念の実現へと徐々に近づき、二一〇〇年には、ほぼその実現を達成するのではないかという楽観的な予想をもつ<sup>(16)</sup>。

それは決して根拠のない、単なる楽観論ではない。人間社会が過去において経過してきた進歩のスピードからすれば、十分に根拠のある予想だと考える。日本について考えただけでも、徳川時代、明治時代、大正時代、昭和時代と経てきたなかで、市民が獲得してきた自由と平等の成果は、考えてみると、じつに大きなものがある。科学技術の進歩は、IT（情報技術）、通信、医療、エネルギー（機械発電による送電から化学反応による現場発電へ）など、どれをとっても驚異的、加速度的なスピードを経験しつつある。今世紀末の人間社会が明るい希望をもたないと考える方がおかしいのではないであろうか。

しかし、二一世紀末にはすべての市民の自由平等がほぼ実現できる、という楽観的予想を立てるためには、条件がある。まず、各人の努力が必要であることは当然だが、それだけではなく、もしこれを阻害する要素が勝ちを占めれば、理想の達成は不可能になるから、その阻害要因を閉じ込めなければならない。

それには、どうするか。なによりも、先に述べたように、強者が弱者を踏みにじることを制止しなければならない。戦争はその最たるものであるから、なんとしてもこれを防がなければならない。世界人口の〇・〇〇一パーセントにもならない一部の人たちが画策して、武力を発揮して戦争を起こしたら、理想の達成は大幅に遅れ、悪くすると、核兵器が用いられるようなことになり、遅れるどころか、地球そのものの存在が否定され、理想の達成は永久に不可能ということにもなりかねない。

そして、基本的に大事なことは、以上論じてきたことからすれば、社会の公正を保つための近代市民社会の理念・原則・ルールを守ることである。戦争は、まさにこのルールを破ることである。環境を破壊して、他の市民の生活を危うくすることも、許されない行為である。消費者問題についていえば、とりわけ許せないのは高齢者相手のだまし・強引商法である。最近、老人相手になにも買っていないのに、代金の請求がくる、借りてもないのに返せといってくるという、架空請求と呼ばれる、目にあまる行為が横行している。不要な家屋工事などを無理やり押し付ける。危険な金融商品まで老人に売り込む。若者だけでなく、大人まで加わっての「オレオレ詐欺」など、こういった社会の病弊を真剣に防ぐことは、社会の存立に係わる要諦である。

そのためにも、自治体 (community, communauté, Gemeinde) の役割は重要である。昔は、家族、近所、年寄り、などなどの知恵、助け、互助があり、これらの醜い、酷い行為は未然に防げた。いまでもそれは大切なことだが、それでは追いつかなくなっている。まさに、それをカバーするのが、自治体の役割である。自治体は、住民のために奉仕する存在である。それには、消費者センターを役所のものにしないで、市民のものにしなければならない。それはまた、活動を「消費者問題」に局限しないで、広く市民の生活全般を守ることを使命としなければならない。消費者センターの整理統合・民営化などは、言語道断である。「地方の重視」などという言葉が単なるお題目になってはいかない。

## 結 び

最後に、市民法学にとって重要なキーワードになるのは、市民の権利、人権、そのなかでもとくに重要なのは豊かな環境を享受する住民の権利 (環境権)、安心して生活を営める消費者の権利 (消費者権)、人間らしく働く労働者の

権利（労働権）だということを強調して、結びとしたい。

環境権についていえば、経済を持続的に発展させるために可能な限りで、ほどほどに環境の保全を考え、その限りで住民は保護されるというのでは不十分である。環境維持可能性を守れない経済活動は存在を許されないという原則が必要である。

消費者権についていえば、消費者を保護してあげる、年寄りを守ってあげるというのでは不十分である。「してあげる」というのでは、気分が変われば、状況が変化すれば、景気が悪くなれば、それどころでないというので、平気で止めてしまい、守らなくなる。そうではなくて、消費者の権利、年寄りの権利が侵害されたときには、同じ市民としてそれを憤り、権利を回復し、実現するという観点がどうしても必要である。

労働権についていえば、社会の仕組みは、すべての市民がその意思に基づき、人間にとって必要な価値を創造するための、人間に相応しい勤労に従事することを保証するものとならなければならない。

思うに、人権を尊重する基本は、人間の尊重ということにはかならない。「人権」「人権」と言葉でいうこと、口先で唱えることではない。「人権」を謳い文句にして他国を武力侵略し、人を殺すなどということは、もっての外である。二〇〇三年の三月に勃発したイラク戦争の最中に、テレビで、アメリカの女性の将校が、ミサイルの誤爆で市民の多数の死者が出たことについて問われて、「フセインのせいだ」と吐き捨てるように言った場面が忘れられない。そこには、多数の死者を悼む人情のひとかけらも感じられなかった。

私は、人権とは、おかしな言い方であるが、人情だと思う。人権というと、堅苦しい他人事という感覚になるが、要するに人情のこと、市民がお互いに人間として尊重しあう人情のことだと思う。「人情紙よりも薄い」という言葉がある。今の世相がまさにそういう状況である。いまの世界の人たちがそうだというのでは決してない。私たちの身の

回りを見回せば、みな、日本の人たちも、どこの国の人たちも、アメリカの人たちも、（直接の知己はいないが、多分）イラクの人たちも、みんな人情厚い人たちである。世界の人の大多数は、人情に満ちている。

ところが、人情薄き社会状況が、それを利益とする人たちによって、意識的に作作的に作られている。そして、それをなんとも思わない政治状況が支配している。構造改革という掛け声の中で、もっと人情を厚くしようなどという言葉は、禁句みたいになっている。うっかり人情などというと、叱り飛ばされるという風潮になっている。これをなんとかする。改めさせていく。そうすることによって、二一世紀の展望が開けると私は思う。

弱肉強食とマナーゲームではなく、「強者は弱者を扶け」、<sup>(17)</sup>「実のある社会を築く」というスローガンが世界に満ちることによって、また、庶民の思想が、富者・武人・貴人の思想に対してはるかに優越するものであることが確認されることによって、私の楽観的な予想が実現することを期待するのである。逆にいえば、このような転換なしには世界は下落の一途を歩むほかない。<sup>(18)</sup>

私たちの曾孫（ひまご）、玄孫（やしやご）の世になれば、きっと私たちが理想とした社会に近づいているのではないか、理念の達成とまではいかなくとも、そこに大接近しているのではないか。そうありがたい。これが、この拙いエッセーの結びである。

(1) 本稿で述べたことの多くは、じつは、私が本学の講義「民法序説」のなかで学生諸君に語ってきた事柄である。ただ、講義では、時間の制約のためにどの点についても説明不足のままに終わったという悔いが残っている。本稿によって、それを少しでも補うことができれば、と願う。

(2) 法律新聞一五九一号（一九一九年九月八日）四頁に載っている。

(3) 本稿の基になったものとしては、二〇〇三年十一月一日にさいたま共済会館にて開催されたさいたまの消費者団体による第三

回消費生活シンポジウムにおいて「消費者の権利と自治体の役割」という課題で行った基調講演がある。その内容のおおよそを手控えに基づいて再現したものが、私の神奈川大学におけるゼミ論文集の第五号『夕映えの宮面が丘』（二〇〇四年二月）に載せてある。

- (4) 拙稿「二一世紀の始めに、環境破壊を考える——一〇〇年の視程で本質を捉える」〔月刊保団連〕二〇〇三年九月号）参照。
- (5) 拙稿「信用販売関係の法的分析——ココ山岡事件の回顧を兼ねて」〔神奈川法学〕三六巻二号、正田彬教授退職記念号）参照。
- (6) 都留重人『体制変革の展望』（新日本出版社、二〇〇三年七月）、とくに五三頁以下参照。
- (7) ロバート・ケーガン『ネオコンの論理』、七頁、七八頁など。
- (8) 本稿において用いている「市民」という言葉については、とくに注釈を必要とする（民法が市民の法、civil law, droit civil, Bürgerliches Recht, の意であることは周知のこととして）。

本稿における市民は、本文における記述から明らかのように、まったく抽象的・理念的な概念である。その理念に合致した実在の人間は（まだ、ほとんど？）存在しない。したがって、ある特定の人を市民と規定したり、甚だしい場合には、自分だけ、あるいは自分たちだけを市民として、他の人を市民でないかのように主張したりするのは、全くの誤りである。

市民という言葉は、近代市民革命が主として都市の住民によって推進されたという歴史的事実によって生成されたものと思われるが、彼らは革命の成果は万人のものと考えていた。そうでなくて、その成果を自分たちの獲得物と考えたときには、彼らは市民としては墮落して市民の名に値しない存在に陥り、その革命も近代市民革命とは呼びえないものとなるのである。

じつは、市民に代わるもっと適切な言葉を発見したいと思うが、それが果たせず、歴史的な用語としての市民という言葉を用いている。平民、庶民などには具体的イメージが伴い、平民、遍民、凡民などはあまりに奇異であろう。

市民主義という言葉および概念も問題をはらんでいる。真の意味の市民主義を追及する必要があるが、市民および市民主義という言葉が誤用、悪用、濫用された場合の弊害は、恐るべきものがあり、警戒を要する。例の司法改革における「市民」の利用はその最たるものだと思う。真の市民を重視しつつ、だからこそ、その誤用に対して鋭く、的を射た警鐘を発していたのが、故本間重紀氏であった。注(15)参照。その遺言のような発言が、「民主主義の新たな段階（戦後民主主義をめぐる新たな条件）と法律学（経済法学）の課題——競争の支配と対抗戦略」（『本間重紀先生追悼文集』、二〇〇二年、所収）である。誤用、悪用、濫用があるからといって、いや、だからこそ、その真剣な検討を回避することは許されない。

そのさい、最も重要なのは、市民とブルジョアジーの混同だと思ふ。マルクスは一九世紀前半の政治状況を分析して、市民社会の理念を裏切った者たちをブルジョアジーと呼び、それにプロレタリアートを対置した。その分析は正しい。しかし、そのブルジョアジーと市民を同一視して、自らをプロレタリアートの指導者と称した独裁者たちの歴史的誤りは限りなく深くかつ大であった。その誤りの克服はまだ十分ではない。

(9) 通常、「明治維新」という名称で呼ばれるが、私はこの言葉を使わない。また、この年に起きた事態を近代市民革命と捉えることには、躊躇を覚える。支配権力によって資本主義の進行を可能にする限りでの「近代化」は志向されたが、近代市民革命としての内実は、その実現を希求した人民に対する抑圧によってその実現を阻まれた。私は、そこで成立した社会は擬似的近代市民社会として分析するのが正しいと考える。

(10) 辛亥革命の内実についても、かなり複雑な要素があると考えられる。

(11) 老子に由来する大同という言葉には、孫文によって、フランス革命における「友愛」に通じるものとの把握が認められるという示唆を陳舜臣『青山一髪』(二〇〇三年)によって与えられた(一八九頁以下。ただし、ここでは、「博愛」の語が用いられている)。

(12) 注(16)(17)(18)参照。

(13) 私は、ナポレオンも、市民革命の篡奪者であると考ええる。また、ヒットラーも、その党を民族社会主義労働党(NSDAP: Nationale Sozialistische Deutsche Arbeiterpartei)と命名したことから考えれば、社会主義の篡奪者でもある。同じように、ジョージ・ブッシュも、「自由と民主主義」の篡奪者である。

篡奪者はおおむね、作られた大衆の人氣に依存する。篡奪者はまた、必ず、歴史による厳しい断罪を受ける運命に置かれる。

(14) 原田正純『水俣病にまなぶ旅』(一九八五年)一三四頁参照。

(15) 私は、この観点から、資本主義企業の本質に肉薄する研究に打ち込んだ故本間重紀氏の業績を忘れることができない。『暴走する資本主義』(一九九八年)、『コンピニの光と影』(一九九九年)など。

(16) 客観的な歴史の考察に基づく予想のつもりであって、預言者の予言のようなものではない。

予想というと、思い出すマルクス・エンゲルスの有名なそれがある。それは、一八五〇年に書かれたもので、ヨーロッパの反動派が追い立てられて、アジアへと逃れていき、ついに万里の長城に辿りついて、極反動と極保守主義の岩へ通じる門の前に立ったとき、その門の上には、つぎのよう標語が掲げられているのを発見しないとは誰が言いえようか。

中華共和国 (République chinoise)

自由、平等、友愛 (Liberté, Égalité, Fraternité)、

というのである(マルクス・エンゲルス全集第七巻、大月書店版二二八頁。訳文は少々変えてある)。それは、一〇〇年後の事態を、驚くべき正鵠さをもって言い当てていたことに感服せざるをえない。マルクス・エンゲルスを気取るつもりは毛頭ないが、私の本文の予想の中ずることを切に祈りたい。

私が夢見るのは、大量破壊兵器の最後の一発が、それによって利益を貪ってきた人たちの苦虫を噛み潰したような顔の前で廃棄される情景である。その日がいつかはやってくるに違いない。

(17) 記憶によれば、マハトマ・ガンジーに、どのように行動するか迷ったときに、これまでに出会った最も不仕合せな人を思い起して、その人のためになるかどうかを考えて決断する、という趣旨の文章があった(残念だが、現在その出典を確かめることができない)。この思想が弱肉強食の思想を征することによって、はじめて世界が正されていくであろう。

なお、後藤陽吉「真珠の首飾り」(『悲劇喜劇』二〇〇四年二月号二五頁)で、土方与志がお客さんを指していったという、「上(かみ)は労働者から下(しも)は天皇まで」という言葉を知ることができた。この言葉は、本稿の思想の総体をまるごと表現しているような言葉である。

(18) アジアで生まれたイエス・キリストやムハンマド(マホメット、モハメッド)の思想を世界の現在に当て嵌めれば、それは、ジョージ・ブッシュやサダム・フセインの思想とは全く異なり、本稿に述べたようなものになるに違いないと私は思う。